



政策立案等に関するガイドライン

令和4年5月策定

議会運営委員会

目次

第1章	はじめに	
1	ガイドライン策定の趣旨	1
2	政策立案等の流れ	1
第2章	政策立案等の手法等	
1	政策条例立案と政策提案の違い	2
2	政策提案の実施手法	2
3	各手法の特徴	2
4	手法の採用基準	2
第3章	市民意見等の把握及び課題設定	
1	市民意見等の把握	4
2	調査検討テーマの設定	4
第4章	常任委員会や特別委員会における調査検討及び政策立案等実施判断	
1	課題の調査検討	5
2	政策立案等の実施判断	5
第5章	常任委員会や特別委員会における政策立案等の原案作成と意見聴取	
1	原案の書式	6
2	原案作成の際の当局との意見調整	6
3	原案に対する意見聴取	6
4	条例案の場合のパブリックコメント手続	7
5	政策立案等の最終案の作成	7
第6章	政策立案等の仕上げ	
1	政策立案等の提案又は提出	8
2	提案書の記載事項	8
3	提案又は提出の時期	8
第7章	提案した政策のフォローアップ	
1	提案した政策の調査及び評価	9
2	評価結果を踏まえた是正の措置	9
3	その他情勢の変化に伴う必要な措置	9
第8章	補則	
1	任期内に提案等ができなかった場合の措置	10
2	特別委員会に関する特例	10
3	政策立案等に関する取組の公表	10
資料等	(参考例) 政策提案書	11
	政策立案等に関するガイドラインのフロー図	12

第1章 はじめに

1 ガイドライン策定の趣旨

加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号。以下「基本条例」という。）第3条では議会の役割として「市政に関する調査研究を通じて、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案を行うこと。」とし、第5条では議員の活動原則として「市民全体の福祉の向上を目指し、積極的に政策立案及び政策提案を行うとともに、必要に応じて条例提案を行うよう努めること。」と定めています。これらのことから、議会及びこれを構成する各議員は常に政策立案等につなげることを意識して活動をすることが肝要であると考えます。

このガイドラインは、加東市議会が政策立案等に取り組むに当たりその手順、手続き等のあり方を示すものであり、政策立案等の実践が大いに進展することを期待するものです。

2 政策立案等の流れ

(1) 課題が見つかるケース

市政に関する課題が浮き彫りにされる又は明らかになるケースとしては、次のような場合が多いと考えられます。

- ① 常任委員会や特別委員会における所管事務調査
- ② 決算特別委員会においてまとめられる意見書
- ③ 市民との意見交換会
- ④ 議員の一般質問、予算等の議案審議における質疑応答、独自の調査研究

(2) 課題を政策立案等につなげる手順

- ①の場合 委員会において継続して調査検討し政策立案等につなげていくことができるものとします。
- ②の場合 各項目を所管する常任委員会において政策立案等の必要性を検討することとします。
- ③の場合 ②と同様
- ④の場合 当該議員の常任委員会への申し入れ又は常任委員会の判断で所管事務調査として取り組むものとします。また、当該議員単独で政策討論会の議題として討論することができます。

議案提出は、会議規則第14条に基づき、2人以上から提案できますが、議員の共通認識と合意形成を図るとともに政策の実現性を高める観点から、政策討論会での協議を経ることが望ましいと言えます。

第2章 政策立案等の手法等

1 政策条例立案と政策提案の違い

政策立案等は、**政策条例立案**と**政策提案**の二つに大別できます。その定義は、それぞれ次によることとします。

(1) 政策条例立案

市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例案を議会に提案することを言います。

(2) 政策提案

市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を提案書としてまとめ、市長等に対しこの提案書を提出することを言います。

2 政策提案の実施手法

政策提案をする手法として、提案書を当局に提出する方法のほか、決議案を議会に提案するという方法が考えられます。

本ガイドラインでは、特に後者の決議案として提出する方法を、便宜上「**政策決議提案**」と呼称することとします。

3 各手法の特徴

「**政策条例立案**」は、その条例案が可決されれば法的拘束力が生じるため、実効性が最も高い手法と言えます。ただし、議会提案する都合上、本会議が開催される時期でなければ実現できません。

「**政策決議提案**」は、政策条例立案と政策提案の中間的な性質を有します。本会議の時期でなければ提案できませんが、政策提案に比べ、議決による議会意思決定としての重み付けができます。

「**政策提案**」は、提案書を提出するだけです。任意の時期に行うことができます。ただし、その提案には拘束力がないため、条例のように当局への義務付けはできません。

4 手法の採用基準

政策立案等には、上記のとおり複数の選択肢があり、いずれの手法を採用するかが問題となります。

ところで、ある政策の実現手段が条例制定によるしかないとしても、必ずしも、議会側がその条例案を作成し提案する必要はありません。なぜなら、当局側に対して特定の目的の条例を制定するように政策提案することもできるからです。

逆に、条例制定が必要のない政策について、これをあえて条例案としてまと

め、政策条例立案として提案するという方法も考えられます。これは、法的拘束力を持たせるための手段と言えます。

これらのことや、前述した各手法の特徴を踏まえ、また、当局の執行機関としての立場にも配慮し、政策立案等の手法を採用する際の基準は、概ね次のとおりとします。

- (1) 政策提案の実効性を高める観点から、特段の事情がない限り、まずは「**政策決議提案**」を行うことを基本とする。
- (2) 次のような場合は、政策決議提案ではなく、「**政策提案**」を行う。
 - ア 提案する政策の緊急性が高く、時機を失してしまうおそれのあるとき
 - イ 上記のほか、その他の事情等から政策提案によることが適当と認められるとき
- (3) 次のような場合は、拘束力を持たせる観点から、政策決議提案や政策提案ではなく、「**政策条例立案**」を行う。
 - ア 政策決議提案をした後において、当局がその政策を実施しないとき
 - イ 政策決議提案をしたとしても、当局がその政策を実施しないと見込まれるとき
 - ウ 条例制定が必要な政策において、当局よりも効果的な条例が立案できると認められるとき
 - エ 上記のほか、ことの重大性、その他の事情から政策条例立案によることが適当と認められるとき

第3章 市民意見等の把握及び課題設定

1 市民意見等の把握

政策立案等は、市政発展を図るために行うものであり、市政の課題を解決するための手法の一つです。このため、先ずは、市民の意見や要望を把握する必要があります。

議会は、次に掲げるもののほか様々な機会を通じ、市民の意見や要望を把握するものとします。

- (1) 基本条例第10条に規定する市民との意見交換会
- (2) 市民からの請願又は陳情
- (3) 議員による日常的な広聴活動

2 調査検討テーマの設定

議会は、前記1の(1)、(2)により把握した市民意見等を踏まえ、解決すべき市政の課題を抽出又は集約のうえ、所管の常任委員会で調査検討すべきテーマを設定するものとします。

第4章 常任委員会や特別委員会における調査検討及び政策立案等実施判断

1 課題の調査検討

常任委員会や特別委員会は、設定した課題について、その現状、市の取組状況その他必要な事項を調査するものとします。

調査の手法は、所管事務調査の場合と同様であり、具体例として次のようなものが考えられます。

- (1) 課題を所管する担当部局からのヒアリング
- (2) 課題に関係する団体等からのヒアリング
- (3) 課題に関係する現場視察、現地調査等
- (4) 課題解決に取り組んでいる先進地の視察
- (5) 有識者等の専門的識見の活用

2 政策立案等の実施判断

常任委員会や特別委員会は、設定したテーマに関する調査検討の結果を踏まえ、課題解決に向けた当局の取組がなされているか、また、その取組は効果的か等を斟酌し、自ら政策立案等を行う必要があるかを判断するものとします。

なお、政策立案等の必要があると認めたときは、次章に記述する政策立案等の原案作成に進みますが、そこまで行う必要がないと認めたときは、本会議での所管事務調査に係る委員長報告をもって完結させることとして差し支えありません。

【注意】

政策立案等は、課題解決の手法であり、目的ではありません。政策立案等を意識してテーマ設定した場合であっても、調査検討の結果、政策立案等を行わずに完結となるケースも想定されます。

第5章 常任委員会や特別委員会における政策立案等の原案作成と意見聴取

1 原案の書式

常任委員会や特別委員会は、第4章2で政策立案等の必要があると認めた場合は、その原案を作成することとします。

原案の最終的な書式は、政策立案等の手法に応じ、それぞれ次に掲げる書類によることを基本としますが、初期の段階では概要書でも可とし、段階的に整備していくこととして差し支えありません。

(1) 政策条例立案

ア 条例の制定文

イ 条例の制定が必要な背景、経緯、理由、ねらい等を記載した解説書類

ウ 上記のほか原案に対し意見を聴取するために必要と認める書類

※ 条例の一部改正をする場合は、さらに「新旧対照表」を作成のこと。

(2) 政策決議提案及び政策提案

ア 政策提案書（参考例を巻末に記載）

イ 上記のほか原案に対し意見を聴取するために必要と認める書類

ウ 決議案（政策提案の場合は、不要）

2 原案作成の際の当局との意見調整

議会による政策立案等を実現させるためには、それを執行する当局側から見ても実現性のある内容でなければなりません。

このため、常任委員会や特別委員会は、原案作成時又は原案作成後に、その政策を担当する市の部局との意見交換や調整を必要に応じて行うこととします。

3 原案に対する意見聴取

常任委員会や特別委員会は、政策の原案を作成したときは、その原案に対し、必要と認めるときは、次のとおり意見聴取を行うものとします。

(1) 全員協議会における協議その他適切な手段による議員からの意見聴取

(2) 市民との意見交換会、その他適切な手段による市民からの意見聴取

また、常任委員会や特別委員会は、上記に掲げるもののほか必要があると認めるときは、基本条例第20条で定めるところにより公聴会を開催し、又は参考人を招致することにより、公述人又は参考人からの意見を聴くものとします。

なお、これらの意見聴取は、前章で示した調査及び検討の途中であっても行うことができることとします。

4 条例案の場合のパブリックコメント手続

常任委員会や特別委員会は、政策条例立案をしようとする場合であって、その政策に係る条例案が加東市パブリックコメント手続実施要綱（平成22年1月21日訓令第1号）第3条第1項の規定に該当する場合は、前記3に示す意見聴取に加え、当該要綱に準じた所要のパブリックコメント手続を行うこととします。

加東市パブリックコメント手続実施要綱

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる重要な施策（以下「計画等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の長期計画、重要な基本計画、指針等の策定又は改廃
- (2) 広く市民等の生活に影響を与えることとなる義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 (略)

5 政策立案等の最終案の作成

常任委員会や特別委員会は、意見聴取後、次のプロセスにより、政策立案等の最終案を作成することとします。

- (1) 原案への意見の反映
意見聴取した結果を原案に反映させ、所要の修正を行います。
- (2) 最終案の委員会決定
修正後の原案を最終案としてよいか常任委員会や特別委員会内で決定します。
- (3) 全員協議会での説明及び協議結果を踏まえた最終案の確定
委員会で決定した最終案を全員協議会で説明し、所要の協議を行い、最終案を確定させます。

第6章 政策立案等の仕上げ

1 政策立案等の提案又は提出

常任委員会や特別委員会は、政策立案等に係る最終案の確定後は、いよいよそれを実際に提案又は提出することになります。その具体的方法は、政策立案等の手法の別により、それぞれ次によることとします。

(1) 政策条例立案

議員発議による条例案の形式を整え、所定の期日までに議長に提出するものとします。

(2) 政策決議提案

議員発議による決議案の形式を整え、提案書を添えて、所定の期日までに議長に提出するものとします。

(3) 政策提案

政策内容を提案書にまとめ、その提案書を議長に提出するものとします。

2 提案書の記載事項

提案書は、概ね次のように作成することとします。なお、政策提案書の参考例を巻末に示します。

(1) 表題

「〇〇〇」に関する政策提案書

※〇〇〇の部分は、政策を簡潔に表すものとする。

(2) 記載事項

① 検討テーマ

② 提案理由

③ 解決すべき課題

④ 提案する政策

⑤ 調査及び検討の経過

⑥ 添付書類

※ 頁数が多くなる場合は、頁番号のほか、適宜表紙及び目次を加えること。

3 提案又は提出の時期

政策条例立案及び政策決議提案は本会議開催の際に提案することとし、政策提案は任意の時期に提案できることとします。

なお、政策が予算を伴うものであるときは、予算編成等の都合上、遅くとも前年の9月末までには行うよう配慮することとします。

第7章 提案した政策のフォローアップ

1 提案した政策の調査及び評価

常任委員会や特別委員会は、同委員会が過去に提案した政策に関し、次の事項を事後的に調査し、評価するものとします。

- (1) 提案した政策の市の施策への反映の状況
- (2) 提案した政策に基づく施策の進捗の状況
- (3) 提案した政策に基づく施策の執行の適正性及び有効性
- (4) 前各号のほか必要と認められる事項

同委員会が必要がないと認めた政策は、調査等を省略できることとします。

また、政策条例立案による条例についても、その執行の状況を見て必要があると認めるときは、上記に準じて調査等を行うこととします。

2 評価結果を踏まえた是正の措置

常任委員会や特別委員会は、前項による政策の評価の結果、必要があると認めるときは、当局に対し、所要の是正を求めることとします。

これによってもなお、是正が見込めないときは、同委員会は次の措置を講じることを検討することとします。

- (1) 当該政策を実施し、又は適切に執行するよう求める決議案の議会提出
- (2) 政策の条例化及び当該条例案の議会提出
- (3) その他評価結果に応じた適切な措置

3 その他情勢の変化に伴う必要な措置

常任委員会や特別委員会は、社会情勢の変化や国の制度変更等に意を配り、必要があると認めるときは、適宜、過去に制定した条例の改正を検討するものとします。

第8章 補則

1 任期内に提案等ができなかった場合の措置

常任委員会は、政策立案等を行うべきとした課題について、委員の任期満了その他特別の事情により政策立案等に至らなかったものがあるときは、その課題を次の任期の委員で構成される常任委員会に、それまでの調査結果、検討経過その他必要な事項を添えて申し送りすることとします。

なお、この申し送りは、次期の常任委員会による政策立案等を義務付けするものではなく、当該申し送りを受けた常任委員会の判断に委ねる取扱いとします。

2 特別委員会に関する特例

特別委員会の廃止後における当該特別委員会が提案等をした政策に係る事後調査及び評価等については、その政策を所管する常任委員会が受け持つこととします。

3 政策立案等に関する取組の公表

議会の政策立案等に係る取組の状況については、適切な時期に、議会ホームページ等で公表することとします。

年 月 日

「〇〇〇〇〇」に関する政策提案書

(〇〇〇〇〇の部分は、政策を簡潔に記載すること。)

加東市議会〇〇〇〇常任委員会

1. 検討テーマ

(〇〇〇の対策について、〇〇〇の振興について、〇〇〇の活性化について等)

2. 提案理由

※提案する理由を簡潔に記述

.....
.....

3. 解決すべき課題

※調査結果により判明した課題の内容を記述 (以下は、項目の例)

- (1) 現状 (課題の背景)
- (2) これまでの取組
- (3) 取組に対する評価

4. 提案する政策

※政策の内容をなるべく詳細に記述 (以下は、項目例)

- (1) 概要
- (2) 目標 (ねらい・効果)
- (3) 具体的施策

5. 調査及び検討の経過

※調査及び検討の経過を時系列で記述 (以下は、項目の例)

- (1) 検討テーマ設定の動機
- (2) 所管事務調査の状況
- (3) 先進地視察の状況
- (4) 政策の検討状況
- (5) 意見聴取とその反映

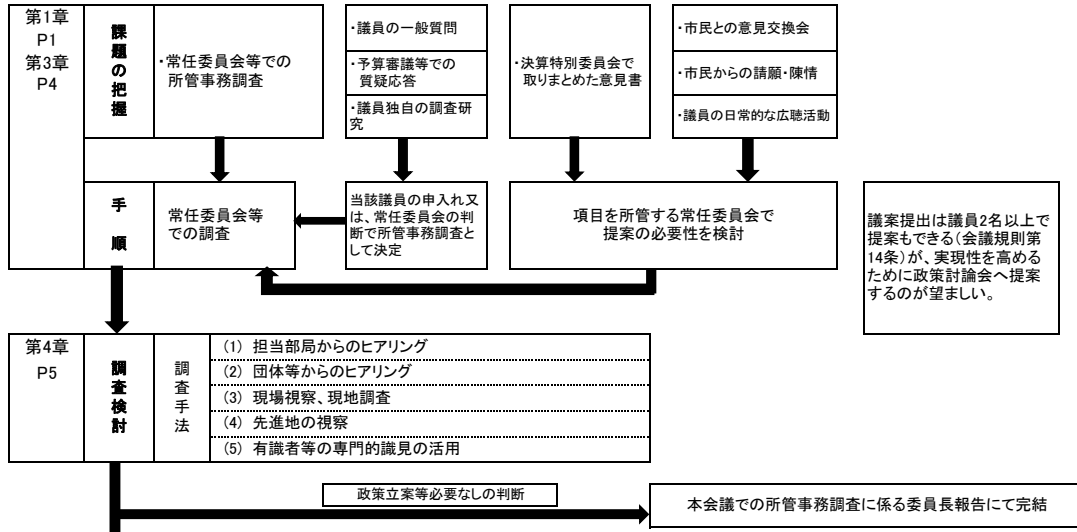
以上の経過により、前項のとおり提案するものである。

6. 添付資料

※頁数が多くなる場合は、頁番号のほか、適宜表紙及び目次を加えること。

政策立案等に関するガイドラインのフロー図

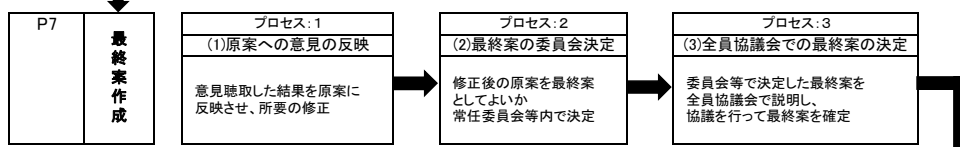
第2章 P2	政策立案等の特徴	「政策条例立案」とは…	課題解決を図るため、政策を構想し、必要な仕組みに関する条例案を議会に提出すること。 (特徴) 条例案が可決されれば法的拘束力が生じ、実効性が高い手法だが本会議開催時でなければ実現不可能。
		「政策提案」とは…	課題解決を図るため、必要と思われる政策を提案書にまとめ、提出すること。 (特徴) 任意の時期に提出できるが、拘束力がないため当局への義務付けはできない。
		「政策決議提案」とは…	提案書のとおり提案することについての決議案を、議会に提出すること。 (特徴) 政策条例立案と政策提案の中間的な性質。政策提案に比べ、議決による議会意思決定として重みがある。



第2章 P2・P3	手法の採用基準	優先1	政策決議提案	・政策提案の実効性を高める観点から、特段の事情がない限り、まずは「政策決議提案」を行う。
		優先2	政策提案	ア 提案する政策の緊急性が高く、時期を失ってしまうおそれのあるとき イ その他の事情等から政策提案によることが適当と認められるとき
		優先3	政策条例提案	ア 政策決議提案をした後において、当局が政策を実施しないとき イ 政策決議提案をしたとしても、当局がその政策を実施しないと見込まれるとき ウ 条例制定が必要な政策において、当局よりも効果的な条例が立案できると認められるとき エ この重大性、その他の事情から政策条例立案によることが適当と認められるとき

第5章 P6	原案作成	政策決議提案	ア 政策提案書 イ 原案に対し意見を聴取するために必要とする書類 ウ 決議案	意見調整 原案作成時又は、原案作成後に、必要に応じて市の政策担当部局と意見交換や調整を行う。
		政策提案	ア 政策提案書 イ 原案に対し意見を聴取するために必要とする書類	
		政策条例立案	ア 条例の制定文 イ 条例制定を必要とする背景、経緯、理由、わらい等を記載した書類 ウ 原案に対し意見を聴取するために必要とする書類 ※ 条例の一部改正の場合は新旧対照表	

P6・P7	原案への意見聴取の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会等…議員からの意見聴取 ・市民との意見交換会等…市民からの意見聴取 ・公聴会…公述人や参考人からの意見聴取 ・パブリックコメント
-------	-------------	---



第6章 P8	最終案の提出	政策条例立案	議員発議による条例案の形式を整え、所定の期日までに議長に提出	本会議開催時期に提出
		政策決議提案	議員発議による決議案の形式を整え、提案書を添えて、所定の期日までに議長に提出	本会議開催時期に提出
		政策提案	政策内容を提案書にまとめ、その提案書を議長に提出	任意の時期に提出

第7章 P9	フォローアップ	事後調査事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 提案した政策の市の施策への反映の状況 (2) 提案した政策に基づく施策の進捗の状況 (3) 提案した政策に基づく施策の執行の適正性及び有効性 (4) 上記のほか、必要と認められる事項
		是正措置	<ol style="list-style-type: none"> (1) 当該政策を実施し、又は適切に執行するよう求める決議案の議会提出 (2) 政策の条例化及び当該条例案の議会提出 (3) その他、評価結果に応じた適切な措置